

令和 7年 4月 28日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名

白 沢 勇一 君

令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議 員

白石 勇二

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	46,980	視察旅費(高松市、松江市、大阪市)
研 修 費	10,200	観光議連会費、愛媛平成市議の会、愛媛拉致議連
広 報 費	0	
広 聴 費	174,049	携帯電話使用料、駐車場代、ガソリン代
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	70,587	新聞代
人 件 費	360,000	給与
事務所費	108,485	電話代、電気代
合 計	770,301	

3. 残 額 453,699 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
2024.8.21	高松市役所視察	13,050 円		1
2025.1.21	松江市役所視察	21,830 円		2
2025.2.5	梅田丸ビルバスターミナル視察	12,100 円		3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		46,980 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 8 月 21 日	整理番号		
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	高松市役所			
上記活動に 要した金額	交 通 費	円	%	
按 分 率	宿 泊 費	13,050	円	100 %
	バック代金	円	%	
	そ の 他	円	%	
	合 計	13,050	円	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 9 月 9 日		

※

領 収 証		2024年09月09日
白石 勇二 様		
金額	¥ 13,050 ※	
お支払い方法(振込)		
但し 宿泊代として		
上記の金額正に領収いたしました。		
Ref.No. 0000001144 予約No. 10966		
御注意		
1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。		
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。		
 株式会社 日本旅行 代表取締役 光 裕二 〒790-0878 松山市勝山町1-1 TEL089-946-3911 FAX089-933-1616 適格事業者番号 T4500001003055		担当者印 

(注)
※1
※2

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 白石 勇二

整理番号	/
日 程	2024 年 8 月 20 日 ～ 8 月 21 日
目 的	高齢者居場所づくり・高松型地域共生社会構築について
訪問先	高松市役所
概 要 所 見	高齢者居場所づくり・高松型地域共生社会構築について意見交換を実施、高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちになり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため子どもたちを交えた世代間交流の場など、気軽に集える居場所の開設また高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる地域包括ケアシステムの実施などを行っている。松山市においても類似のサービスはあると思うが介護予防や健康づくり活動にもっと積極的に取り組む必要があると感じた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2025 年 1 月 21 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
用 務	松江市役所行政視察 (新庁舎整備・観光戦略プラン)		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	8,930 円	100 %
	宿 泊 費	12,900 円	100 %
	バック代金	円	%
	そ の 他	円	%
	合 計	21,830 円	100 %
特 記 事 項	会派視察につき交通費は8人で按分 (原本は岡議員の支出伝票に貼付)		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2025 年 2 月 4 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

お勘定書
STATEMENT

お名前 白石 勇二

様



2
松江エクセルホテル東急
MATSUE EXCEL HOTEL TOKYU
〒690-0003 島根県松江市朝日町590
TEL: 0852-27-0109 FAX: 0852-25-1327
登録番号: T3011001150664

お部屋番号 426 ご人数 1

ご到着 2025/01/20 ご出発 2025/01/21

Page. 1

日付	部屋番号	ご明細	料金	お支払等	備考
01/20	426	◇ ご宿泊代	12,900		

◇ この請求書を仕入税額控除の確証としてご利用いただけます。
■ 消費税課税対象外

ご利用金額	お支払金額
12,900	12,900

ありがとうございました。またのご利用を心よりお待ちしております。
尚、伝票等につきましては、すでにお渡し済でございますので、再発行は致しかねます。

ご請求金額
0

10%対象 12,900(消費税 1,172)

発行番号 012022207227 J 1 3 22 P 9 30
25/01/20 17:28 506

ご署名

領 収 書

日付 2025年01月20日 012022207227

お名前 白石 勇二 様

金額 ¥12,900-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。

松江エクセルホテル東急 〒690-0003 島根県松江市朝日町590 TEL0852-27-0109



担当者

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 松山
料金所(至) 今治湯ノ浦
25年 1月20日 10時14分

通行料金 ¥1,490-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-205608-131239
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

本四高速

本四高速お客さま窓口
078-291-1033
登録番号: T3140001024527

料金所(自) 今治
料金所(至) 向島本線
25年 1月20日 11時24分

通行料金 ¥2,950-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-205608-132831
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 福山西
料金所(至) 尾道本線
25年 1月20日 11時38分

通行料金 ¥310-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-205608-133334
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 三刀屋木次
料金所(至) 斐川本線
25年 1月20日 13時38分

通行料金 ¥940-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-205608-133938
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 東出雲
料金所(至) 米子西
25年 1月21日 13時25分

通行料金 ¥680-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-215608-134539
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

本四高速

本四高速お客さま窓口
078-291-1033
登録番号: T3140001024527

料金所(自) 早島本線
料金所(至) 坂出本線
25年 1月21日 15時51分

通行料金 ¥2,310-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-215608-135239
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 米子
料金所(至) 松山
25年 1月21日 17時13分

通行料金 ¥6,150-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-215608-135833
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 福山西
料金所(至) 尾道本線
25年 1月20日 11時38分

通行料金 ¥310-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-205608-133334
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 三刀屋木次
料金所(至) 斐川本線
25年 1月20日 13時38分

通行料金 ¥940-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-205608-133938
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO 西日本

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341

料金所(自) 東出雲
料金所(至) 米子西
25年 1月21日 13時25分

通行料金 ¥680-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A48501-215608-134539
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(確)



領 収 証

NO. 028618

2025 年 3 月 13 日

岡 根 也

様

領 収 金 額

¥40000

収入印紙

5万円未満：不要
100万円以下：200円
200万円以下：400円
300万円以下：600円
600万円以下：1,000円
1,000万円以下：2,000円

但し「代」(PP.274日振込)

上記金額正に領収いたしました。

平素は格別のお引立てを賜り
誠にありがとうございます。※この領収証は複写でないもの、金額を訂正したもの、
担当印のないものは無効です。

入 金 内 訳	金 額
現 金	
振 込	¥40000
クレジットカード	
小 切 手	

※自動車保険料について、保険会社所定の領収証が
お客さまのお手許に届いた際には、この領収証は無効となります。

ネット39愛媛県松山市

〒790-0054

松山市空港通二丁目6-33

代表電話 089-973-3665

ENEOS

JA SS

納品書(領収書)

2025年01月21日 13:00

売上

上 様 M

6-830079-00015-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラー P07

数量 44.41L *

単価 193円 ¥8,571

合計 ¥8,571

(消費税10%対象 ¥8,571)

内消費税等 ¥779

現金でお支払いの場合は領収書にかえてさせていただきます。

株式会社ウミライ

DDサンライズ松江SS

島根県 松江市末次町1

TEL:0852-23-0227 SS-830079

登録番号: T6270001003853

シートNo 4427-01 デ-5No3963-3965

2025/01/21

領収書

売上

JA全農

JASS-PORT松山東

愛媛県松山市北久米町755-1

TEL:089-970-5755 SS:7200201001

登録番号: T8010005002090

2025/01/22(水)09:03

上

72-002-010-000000001-000-00 様

現金フリー 手

区分 10

No.1791

P-07

レギュラーガソリン

45.68L/l @176.0 ¥8040

合計 ¥8,040

(内10%消費税等 ¥731)

10%税込金額 ¥8,040

お預り ¥10,000

お釣り ¥1,960

係員:0001

シートNo.6136 01

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 白石 勇二



整理番号	2
日 程	2025 年 1 月 20 日 ～ 1 月 21 日
目 的	市庁舎整備及び観光戦略プランの先進事例の行政視察のため
訪問先	松江市役所
概 要 所 見	観光戦略プランにおいては基本戦略4項目に分け実施 ・魅力ある観光素材の磨き上げ ・快適に過ごせる環境づくりと利便性向上 ・松江の魅力発信と顧客の創造 ・観光地松江の土台づくり 取組み説明を受けた。 市民が何気なく行っている場所に今後のチャンスがあるのかなと思った。 松山市においても古き良き場所を地域の宝と紹介しているが、もっと角度を変え深堀すれば違った発見ができるのではと思った。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2025 年 2 月 5 日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 入件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	梅田丸ビルバスターミナル			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	%
	宿 泊 費	12,100	円	100 %
	バック代金		円	%
	そ の 他		円	%
	合 計	12,100	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2025 年 2 月 4 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領収書 兼 利用明細書

白石勇二 様

領収金額			¥12,100
宿泊代			¥11,000
早着料金			¥1,000
**宿泊税			¥100
小計			¥12,100
10%対象	¥12,000	内消費税	¥1,090
宿泊税	¥100		
合計			¥12,100
		** 課税対象外	

クレジットカード ¥12,100

部屋番号 : 2107
宿泊期間 : 2025/02/04 - 2025/02/05アパホテル&リゾート 〈大阪梅田駅タワー〉
TEL 06-6363-1411

アパホテル株式会社

登録番号:T4010401043403
取引番号:1620120020438949 2025/02/04 13:59
・本領収書は再発行できません。

領収書 兼 利用明細書

白石勇二 様

領収金額			¥12,100
宿泊代			¥11,000
早着料金			¥1,000
**宿泊税			¥100
小計			¥12,100
10%対象	¥12,000	内消費税	¥1,090
宿泊税	¥100		
合計			¥12,100
		** 課税対象外	

クレジットカード ¥12,100

部屋番号 : 2107
宿泊期間 : 2025/02/04 - 2025/02/05アパホテル&リゾート 〈大阪梅田駅タワー〉
TEL 06-6363-1411

アパホテル株式会社

登録番号:T4010401043403
取引番号:1620120020438949 2025/02/04 13:59
・本領収書は再発行できません。

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 白石 勇二



整理番号	3
日 程	2025 年 2 月 4 日 ～ 2 月 5 日
目 的	梅田丸ビルバスターミナル視察
訪問先	大阪市
概 要 所 見	松山市が計画している松山駅周辺地を利用するのバスタ計画において大阪・関西万博を控え梅田丸ビル跡地に万博期間限定のバスターミナルが建設されました面積は約 600 m ² で平屋建てと松山市が発表した建屋に類似し何十億もの予算を使うことなく利用者目線でコンパクトにでき参考になるのではと思います。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
2024.9.30	松山市議会観光振興議員連盟会費(上半期)	3,000 円		4
2025.3.31	松山市議会観光振興議員連盟会費(下半期)	3,000 円		5
2025.3.31	愛媛平成市議の会	3,000 円		6
2025.3.31	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会(愛媛拉致議連)	1,200 円		7
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		10,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 9 月 30 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	観光振興議員連盟会費 (上半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 5 月 9 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6 年 5 月 9 日

白 石 勇 二 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

8

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

9.

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	観光振興議員連盟会費(下半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 11 月 22 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6 年 11 月 22 日

白 石 勇 二 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 原 俊 司

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

5

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員は、任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

5

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 7 月 2 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 白石 勇二 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として 2024年7月2日 上記の金額、正に領収致し 愛媛平成市議の会 会長 山内孝三 西条市樋之口238-5 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

6

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ①平成になってからの選挙で選出された市議会議員
- ②新規加入については、各市会員の推薦が必要
- ③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名
なお本会には顧問を置くことができる。
役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正

平成30年5月10日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 8 月 30 日	

領 収 書

金 1, 2 0 0 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員
白 石 勇 二 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

7

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額1,000円とし、その他の会員は月額100円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。